

住民主体の地域内移送支援について

令和元年10月・福祉総務課地域福祉担当

1 住民主体の地域内移送支援とは？

要介護・要支援状態の者や障がい者など自力での移動が困難な者（以下「自力移動困難者」という。）を対象とした、地域住民が主体的に行う地域内における移送（自家用車や福祉施設等から貸与された車両を活用し、ガソリン代実費相当額以外の運送対価は収受しない（道路運送法に該当しない）運送）のこと。（参考資料2参照）

2 地域内の移送支援が求められる背景

本市においても少子高齢化による人口減少の局面を迎えており、高齢化に伴う要介護者・要支援者、さらには免許自主返納者の増加が顕著になってきたところ。

加えて、一部地域では障がい者を含め、日用品の買い物に困難を抱えている者、外出の希望はあっても移動の足がなく困っている者も見受けられるようになり、地域内における移送手段の確保が課題となりつつある。

その際、一義的には公共交通網の整備による対応が望まれるところではあるが、地域福祉の観点から、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、「住民主体の互助的な地域内移送支援」のあり方を模索することも重要と考えている。

3 住民主体地域内移送支援の具体的なイメージ

住民主体の地域内移送支援（以下「地域内移送」という。）は、地域福祉の観点から住民の主体的な取り組みとして実施されるもの。従って、基本的には「できる人」が「できるとき」に「できること」を「できるだけ」という考え方で関わっていただくこととなる。

このような地域福祉の原則に立脚すれば、地域内移送の具体的なイメージは必然的に地域内を中心とした、日常生活に不可欠な外出を支援する移送となり、地域住民で対応可能な行き先、回数になることが想定される。

（参考・すでに実施されている須賀新田地区の事例）

令和元年9月時点の実施状況は次のとおり。なお、完全登録制で実施している。

（買い物：登録3名）

ロピア・クリエイト（萩園）への往復 → 毎週金曜日（第三週は水曜日）

（通院：登録5名、頻度はトータルで月2回程度）

個人ごとに送りのみ対応（帰路はタクシーなど公共交通機関を利用）

→ 平塚市は駅周辺から市民病院まで、茅ヶ崎市は茅ヶ崎駅から西側の範囲まで

（選挙投票：選挙時のみ。投票支援は会員外の利用も可能）

投票日当日に、投票場所である松原小学校まで往復

4 現時点の実施・検討状況

現時点における地域内移送の実施状況、検討状況は次のとおり。

実施・検討のレベル感	地区名
地域内移送の実施を具体的に検討するための住民アンケートを実施（または実施予定）	(実施済み) 吉沢地区、土屋地区 (実施予定) 旭南地区
地域内移送を実施する団体が立ち上がり、稼働中	松原地区 (須賀新田地区)

5 県・市の支援策について

地域内移送の実施に向け、神奈川県と平塚市においては、それぞれ次のとおり支援策を実施している。

	神奈川県	平塚市
事業名	共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業	住民主体地域内移送支援推進事業
主な支援策・対象経費	○地域内移送の実現を目指す地域を支援するコーディネーター経費 ○地域住民向け説明会、人材育成研修等の開催経費 など ※ 概要は参考資料1を参照	○実施検討のための住民意識調査等の経費補助 ○運転者に対する安全運転講習の無料受講 ○自動車保険の等級ダウン保障保険料の補助 など
事業年限	令和3年度(2021年度)までの時限事業	特段の時限設定なし

6 今後の進め方について

地域内移送はあくまで地域福祉活動の範囲で実施されるものであるが、神奈川県陸運支局からも、いわゆる「白タク」に当たらない運用とすることを要請されており、実施団体に対しては法令の遵守を指導する。

また、地域内移送の態様については先行する須賀新田地区のとおり、小規模かつ完全登録制(会員制)となることを想定しているが、新たに地域内移送が立ち上がる際には、運送の態様や団体の概要などにつき、本協議会へ報告いたしたい。

以上

福祉総務課地域福祉担当 又村(またむら)・木川(きがわ)
電話 0463-21-9848(直通)